

## 出土簡牘の「風水宝地」…湖南省出土の漢・三国呉簡

野口 優

はじめに

本日は「出土簡牘の「風水宝地」…湖南省出土の漢・三国呉簡」という題でお話しさせていただきます。中山大学歴史学系（珠海）に所属しております野口優と申します。本日は約一時間の講演になりますが、皆さん、よろしくお願いたします。

それでは本日の講演内容についてお話しいたします。本日の講演は五つに分かれておりまして、第一、簡牘とは何か。第二、なぜ湖南省から大量の簡牘が出土するのか。第三、湖南省長沙出土簡牘の簡単な紹介。第四、長沙出土の漢簡と公文書研究。第五、おわりに、中国古代印章制度か

ら見た日本の印鑑廃止の風潮に対する展望という内容でお話しさせていただきます。

本発表の内容は、すでに皆さんにお配りしておりますレジュメがそのまま今日の読み上げ原稿となります。中国から講演しております都合上、おそらく途中でインターネットが切れる可能性があります。その際は、話す内容は全て原稿に書いておりますので、原稿で補完して聞いていただければ幸いです。

では、講演に入る前に今日お話しする中国の湖南の地図を見ておきましょう。これはほぼ中国全土の地図を映したものです。地図上、一番上に青の四角で囲われているのが北京です。そこから南に下りますと赤い四角が書かれています。

ます。これが長沙です。さらに南に行きますと、広東省の省都、広州があります。私はここからさらに南にバスで二時間ほど行った、ほとんどマカオにある珠海という都市に住んでおります。広州と長沙は新幹線で二時間半から三時間ぐらいの距離にあります。湖南の地図は後ほどもう一度見たいと思います。では講演に入りたいと思います。

## 一、簡牘とは何か

簡牘の定義という問題から見ていききたいと思います。我々が想像する最も一般的な書写材料——これは文字を書く材料という意味ですが、それは紙だと思えます。簡牘とは、紙が一般的な書写材料となる前の行政、書信、書物に用いられる最も一般的な書写材料でした。

簡牘という文字の形に着目すると、「簡」には竹かんむりが入っていることから分かるように「竹簡」という竹でできた札条の書写材料を指します。「牘」の偏は一見すると片付けの「へん」ですが、この片、「へん」とは、後漢時代の字書、『説文解字』によれば、木を二つに割いたものであることから、「木牘」という木でできた幅広の書写材料を指すとされています。もちろん厳密に、簡は竹簡、牘は木牘だけではなく、「木簡」という呼び方も日本では広く用いられております。

簡牘がいつの時代から使用されていたのか、明確に答えることは難しいです。皆さんも御存じのように中国のはるか古代には亀の甲羅や獣骨に刻まれた甲骨文字、大きな青銅の器に刻まれた金文など、特殊な書写材料と独特の文字がすでに存在しておりました。ただし、いずれも素材の入手、加工など複雑な処理や専門知識が必要なため、一般的な書写材料とは言えませんでした。

こちらが甲骨と甲骨文字です。これは妻が東京国立博物館で撮影したものです。このように獣骨、亀の甲羅などに文字が刻まれている様子が写真上からも見えると思えます。

こちらは青銅器と金文です。陝西省から出土した非常に有名な迷盤という青銅器です。これも妻が撮影したのですが、お詫びしなければならぬのは、これは複製です。本物ではありません。ただし、器に刻まれている文字がよく見えますので、青銅器と文字ということで、この写真を使わせていただきました。ここまで、甲骨文字と金文について見てきました。

一方で、簡牘は現地に自生する竹や木を加工して作成するだけであり、安価に大量に製作することができました。後漢時代の王充という人物が興味深い点を指摘しております。このような文章があります。

そもそも竹は山に生え、木は林に生育し、どれだけ取れるのかわからない。竹を裁断して筒とし、筒を割って牘とする。筆墨の跡を加えて、ようやく文字となる。大きいものは経書となり、小さなものは伝記となる。木を切って「槩(ぎん)」として、裂いて板とする。削りの工程を加えて、ようやく奏牘となる。<sup>(2)</sup>

という文章が、王充『論衡』量知篇に存在しております。

簡牘の素材については、例えば漢代の西北軍事拠点である居延——現在の内蒙古自治区に当たります、ここから一九三〇年代以降、すでに三万点を超える大量の漢代の簡牘が出土しており、そのうち大部分の材質が紅柳と胡楊であったとされています。<sup>(3)</sup> 現地調査をした学者によれば、いずれも居延に自生する植物です。

こちらは妻が撮影した居延にある胡楊です。私自身は居延に行ったことがないのですが、妻は旅行が大好きでよく中国各地に行っておりまして、これは居延に行ったときに撮った写真です。ガイドさんが「この木は胡楊だ」と言ったそうですから、この木が胡楊であると見て問題ないと思います。このような木です。

このため簡牘は少なくとも戦国時代には行政や書物に用いられる最も一般的な書写材料となっております。すでに戦国時代に簡牘、主に竹簡に記された書物が大量

に発見されておりまして、また秦漢時代にも湖南省から三六、〇〇〇点を超える秦代の行政簡牘が出土しており、また先ほど上で挙げた居延からも軍政関係の簡牘が出土しております。このような現在の出土簡牘の状況から、戦国時代から漢代にかけて簡牘が主要な書写材料であったことは疑いがありません。

では次の部分、紙の登場及び簡牘と紙の併用という問題についてお話ししたいと思います。戦国時代から秦漢時代にかけて簡牘が主要な書写材料であったことはすでに確認いたしました。では、現在、一般的な書写材料となっている紙はいつ出現したのでしょうか。書写材料としての紙は二世紀の最初期、後漢時代の中頃の和帝期に宦官の蔡倫という人物によって献上された「蔡侯紙」をその始めとします。

これが関連する史料です。

古来から文字は多く竹簡をつなげたものに書かれ、絹を用いたものを紙と呼んだ。絹は値段が高く、簡牘は重いため、いずれも人々にとって不便であった。蔡倫は初めて意匠(デザイン)を考案し、樹皮や碎いた麻、そしてぼろ布や魚網を利用して紙を作った。元興元年(後一〇五年)に奏上し、和帝は蔡倫を称賛し、以後必ず用いられた。そのため、天下は皆「蔡侯紙」と称

した。<sup>(1)</sup>

ということが、『後漢書』列伝第六十八宦者蔡倫伝に記されております。

この『後漢書』の蔡倫伝の記載について、なお二つの点を補充しておきたいと思えます。第一に、蔡倫の紙の献上以前にすでに紙は存在しておりました。蔡倫伝の記載を見れば、絹を用いたものを紙と呼んでいたことが分かります。我々が普通、想像する紙についても、すでに前漢時代の後半期には見つかっております。そのため、研究者の中には蔡倫を紙の発明者と見なさないという見解を出している者もおります。

蔡倫以前の紙は葉の包み紙などに用いられ、決して書写材料ではありませんでした。研究者がすでに指摘するように、正確に言えば蔡倫は紙の「発明者」ではなく、書写材料としての紙の「改良者」と考えたほうがいいと思えます。

第二に、蔡倫により書写材料としての紙が出現した後、簡牘は即座に姿を消したわけではありません。後漢時代の後半期から西晋時代にかけての簡牘が出土しておりまして、特に行政文書に多く用いられておりました。簡牘がその使用を停止するのは、従来の研究によれば南北朝時代(四三九～五八九)の末頃のこととされております。

一方で、書信や書籍については後漢の後半期から紙が急

速に簡牘に取ってかわりました。つまり、簡牘は行政文書に使用され、紙は書信や書籍に使用されるという一種の「棲み分け」が行われていたといえます。<sup>(2)</sup>そして、我々が共に学ぶ漢・三国呉の時期、正確に言えば後漢の後半期から三国呉までは、紙と簡牘が併用されていた時代と考えることができます。

## 二、なぜ湖南省から大量の簡牘が出土するのか

では第二の内容です。なぜ湖南省長沙から大量の簡牘が出土するのか。

出土簡牘の二分類というお話をしたと思います。簡牘の分類の方法は種々考えられるのですが、本発表では以下のような分類をしておきたいと思えます。簡牘は大きく分けて二種類あります。正規の考古発掘を経た出土簡牘と、盗掘され、その後、骨董市場を経て大学や博物館が購入、もしくは大学や博物館に寄贈される購入・寄贈簡です。<sup>(3)</sup>この購入・寄贈簡は当然、出土地や出土過程が全く不明であり、研究者たちの間でも、どのようにこれらの簡牘を取り扱うか見解が統一されていないと言えます。

具体的に言えば、出土地や出土過程が不明なものの、書かれている文字に着目して積極的に研究に使う研究者が大

多数で、主流派と言える立場です。もしくは出土簡牘保護の名目の下、高値で売り買いされれば今後の盗掘を助長するという観点から、購入・寄贈簡を決して研究対象としない研究者もいらつしやいます。いずれの立場にも合理性があり、購入・寄贈簡を研究するか否かは研究者自身の考えに左右されます。

私自身は購入・寄贈簡の研究を決して軽視するわけではないのですが、今回は時間の都合上、購入・寄贈簡の説明を省かざるを得ないことを御了承いたたきたいと思えます。

出土簡牘は、出土地点から大きく二種類に分けたいと思います。墓に埋葬された簡牘(墓葬簡牘)と役所の遺跡から出土する遺址出土簡牘の二つに分けたいと思います。

墓葬簡牘は、恐らく埋葬者の生前の官職や仕事内容と関係があり、この点については研究者によつては違つて見解を出している方もいらつしやいます<sup>(11)</sup>が、私が見る限り、生前の官職や仕事内容と関係があると考えたほうがいいのではないかと思ひます。

墓葬簡牘について、当時の法律の抜粋・手控えや書物などが出土する場合が割合多いです。今現在、睡虎地秦簡(湖北省)、張家山二四七号墓出土漢簡(湖北省)、「二年律令」や裁判文書などが見つかつております。尹湾漢墓漢簡(江蘇省)では集簿、東海郡吏員簿などが見つかつております。

これらの簡牘を見る限り、埋葬者の生前の職務と出土簡牘には何らかの関係があると考えたほうがいいのではないかと思ひます。

遺址出土簡牘は行政官署で遺棄された簡牘であるため、行政運営に関する内容が多く出土しております。里耶秦簡(湖南省)は二〇〇二年に約三八、〇〇〇枚の簡牘が発掘されております。簡牘は、おおよそ始皇帝二五年(前二二二年)から二世二年(前二〇八年)までの年代です。始皇帝は二六年に皇帝位に即位しておりますので、正確に言うると秦王政の二五年ですが、慣習によつて始皇帝二五年と表記しております。

居延漢簡(甘肅省・内蒙古自治区)は漢代西北の軍事機構遺址及び関所跡より発掘されたものです。大きく分けて一九三〇年代に発掘されたものと七〇年代に発掘されたものがありまして、三万点を超えます。この漢代の遺跡からは文書庫と思われる部屋も発掘作業が行われておりまして、文書庫内に残る簡牘の年代を調査したところ、一三年ほど保管された後、廃棄されたことが研究により判明しております<sup>(12)</sup>。行政官署で発見された簡牘は一定の保存期間が過ぎた後、廃棄されたものも多く含まれていると考えられます。

これは居延漢簡です。恐らく最も有名な居延漢簡の文書ではないかと思ひます<sup>(13)</sup>。本来、バラバラに出土した簡牘

を鮮やかに一つの冊書、文書に復元した日本人の研究者の著作からこの写真をいただいております。大庭脩先生の『秦漢法制史の研究』からこの写真を取らせていただきました。では次の内容、なぜ湖南省長沙から大量の簡牘が出土するのかという問題について述べていきたいと思っております。

中国の簡牘出土地を調べると、出土地が特定の地域に集中していることがよく分かります。特に出土地が集中しているのは湖北・湖南、そして漢代西北辺境に当たる内蒙古自治区・甘肅省です。なぜ湖北・湖南省及び内蒙古自治区・甘肅省から多くの簡牘が出土するのでしょうか。

第一に考えられるのは、気候条件です。湖北・湖南省は長江流域地帯であり、水資源も大変豊富でした。特に本講演で取り扱う長沙は湖南省を南北に縦断し、洞庭湖に注ぎ込む湘江の中下流の右岸に位置しております。森鹿三先生によれば、古代においてこの洞庭湖の水域が今よりもずっと広がったようで、長沙は恐らく洞庭湖の湖岸に発達した都市であったと考えられます<sup>(1)</sup>。

長沙は漢代に限らず歴代王朝において、現在の湖南省に当たる地区における政治・文化の中心でした。戦国時代の竹簡や帛書（絹に書かれた書物）は、多く水のたまった湿地から出土しております。北京大学の李零教授の『簡帛古書与學術源流』によれば、この種の湿地は遺体や漆器・木器や壊れやすいものの保護に適しております、竹簡や帛

書がこのような地の墓から出土するのは決して偶然ではない、としております<sup>(15)</sup>。

なお、本講演の「風水宝地」（風水が大変良い場所）とは、李零氏が自身の著作である『簡帛古書与學術源流』の中で、湖北・湖南を合わせて「出土が最も多い風水宝地」と呼んでいることに由来します。

内蒙古自治区・甘肅省で多く発見される理由もまた、気候条件が大きく関係しております。当地の乾燥した気候は簡牘の保存にとつて極めて有利でした。乾燥しているわけ

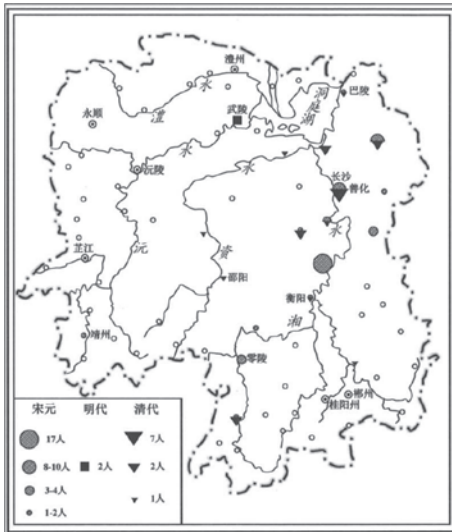


図1 湖南省地図 張偉然『湖南歴史文化地理研究（修訂本）』、浙江古籍出版社、2021年、70頁。



でもなく湿地でもないその他の地では、多くの簡牘は恐らく朽ちてしまったと考えられます。地図を御覧ください。張掖市、酒泉市、もう一つ西に行くと敦煌市がありまして、いわゆるシルクロードで有名な河西回廊がここに当たります。今、お話ししている居延漢簡は、酒泉と張掖から北に行った、額濟納旗<sup>エチナキ</sup>が漢代の居延に当たります。

しかし、気候だけが簡牘の保存にとつて重要なわけではありません。人為的な原因も考えられます。李零氏が注意するように、簡牘は少数ながらも湖北・湖南及び内蒙古自治区・甘肅省以外からも出土しております<sup>(1)</sup>。今回の講演に関連する漢代について見れば、意外なことに漢代の首都からはそれほど多く簡牘が出土していません。前漢・後漢時代の首都である長安や洛陽では、当然大規模な文書庫があったはずですが、簡牘が見つからない理由としては、いずれも王朝滅亡時に運び出されたり、焼失することが多かったことが挙げられます。

例えば前漢王朝を篡奪した王莽新朝（後九年～一三年）の末期、首都の長安で軍事衝突が起こり、凶書が軒並み焼失してしまいました。また、後漢末期には、かの有名な董卓が後漢最後の皇帝である献帝を伴って首都洛陽を放棄し、長安に遷都しております。この遷都や董卓死後の長安の混乱により、多数の文書や書籍が消失してしまいました。この二つの事件は史料中では書籍の「五厄」（五つの災厄）

の一つにそれぞれ数え上げられております。この記載は『隋書』卷四十九牛弘伝に見えるものです<sup>(1)</sup>。

また、李零氏は、先秦時代の簡牘について、「墓で出なければ遺跡を探すほかになく、遺跡でも見つからなければ絶望するよりほかにない」と述べておりますが、漢代から三国時代にかけても状況はさほど変わりません。改めて長沙から出土した漢代から三国呉までの簡牘を見ると、驚くべき共通点が見出せます。

今、見えているのは長沙五一広場の地図です。五一広場を中心に数百メートル以内に走馬楼西漢簡、長沙五一広場東漢簡、走馬楼呉簡など合計一〇万枚を超える簡牘が出土しており、中国全体で出土した簡牘の三分の一強を占めております。今、地図上に赤い星印が幾つも見えますが、これは全部簡牘が出土した地域です。非常に多数の地点から出土しております。

湖南省は墓葬簡牘と遺址出土簡牘の二種いずれも出土しております。湖南省は出土簡牘の「風水宝地」というだけではなく、まさに簡牘研究の「風水宝地」とも言える重要な場所です。

### 三、湖南省長沙出土簡牘の簡単な紹介

では第三の内容、湖南省長沙出土簡牘の簡単な紹介をい

たしたいと思えます。ここでは時間の関係上、たった二つだけ紹介したいと思えます。第二に長沙走馬樓西漢簡は二〇〇三年一月に長沙五一広場の走馬樓通りに位置する第八号井戸（J8）と名付けられた古井戸より出土した前漢武帝時代の簡牘です。竹簡・木簡合わせて二、一九一の文字が書かれていた簡牘が現在整理されており、二〇二一年三月に中国の雑誌『考古』（二〇二一年一三）上に発掘の簡易報告である長沙簡牘博物館等「長沙市走馬樓西漢古井及簡牘発掘簡報」と湖南大学岳麓書院の陳松長教授による紹介「長沙相馬樓西漢古井出土簡牘概述」の二篇の論文が発表されており、

この二篇の論文により、竹製の簡が二、〇一一枚と全体の出土簡の九二%を占める一方で、木製の簡は一七三枚と全体の八%を占めるにすぎません。また、第八号井戸の堆積物の状態から分析すると、出土した簡牘は本来、その他のごみと短期間のうちに複数回にわたって井戸内に放棄された廃棄物であるとされており、簡牘の中には燃えた痕跡のあるものも多く存在し、長沙国内で何らかの大きな変化があつて、大規模な簡牘の廃棄が行われたのか、それとも保存期間が過ぎた後、通常の規定に沿って廃棄されたのか、現時点でははっきりしません。

長沙走馬樓西漢簡は大部分が前漢武帝期における長沙王國の行政簡牘であり、おおよそ武帝元朔三年（前一二六年）

から元狩三年（前一二〇年）のものと考えられています。簡牘の内容は長沙國の裁判文書や徵稅文書や郵駟（官文書配達の責任を負い、伝達用の馬が配置された施設）に関する法令集の一部がすでに紹介されており、特に徵稅文書は長沙に住む少数民族への徵稅もあり、一般的な銅錢での支払いではなく、船や動物の肉や内臓などで換算され、漢代辺境統治を知る上で大変興味深い史料となっており、今後の本格的な公刊が待たれる史料です。

これが長沙走馬樓西漢簡の図版です。長い簡牘や短い簡牘、多数の興味深い簡牘が出現しております。これはその中のほんの一部の写真をそのまま紹介したものにすぎません。

二つ目、長沙五一広場東漢簡です。二〇一八年に出版された『長沙五一広場東漢簡』第一冊目の「前言」に依拠して簡牘の出土状況や内容に触れていきたいと思えます。二〇一〇年に長沙五一広場の中心から二二〇メートル離れたところから出土したもので、発見の契機は地下鉄工事に伴う地下トンネルの作業中に作業員が簡牘を発見したことによるものです。

その後、考古発掘隊が一つの穴蔵を発見し、この中より長沙五一広場東漢簡が出土しております。穴蔵の中は三層に分かれ、見つかった簡牘の総数は六、八六二枚です。簡牘が出土したときに泥土や水に覆われており、大部



分の木簡の保存は良いものの、竹簡の保存状態はやや劣ると報告にあります。

おそらく、この簡牘が出土した穴蔵は井戸ではなく、当初、役所建築内の貯蔵庫であったものが後に廃棄物によって満たされた場所にならったと、現在考えられております。長沙五一広場東漢簡の年代については、年号の附いている簡牘で最も早期のものは、後漢第三代皇帝である章帝の章和四年のもので、章帝はこの章和四年に先立つ二年前、章和二年（後八八年）の正月にすでに崩御しておりまして、実際にはこの九〇年という年は第四代皇帝である和帝の永元二年に相当しまして、章和四年という年号は存在しておりません。なぜ「章和四年」という年号が現れるのか、現時点では私には明確に説明できません。

年号が最も降るものは第五代皇帝である安帝の永初六年（後一二二年）のもので、

簡牘の内容は大部分が公文書です。政治・経済・法律・軍事など多岐に及んでおり、特に多いのが司法と関係する文書です。当時の訴訟の規定や各機構の職権範囲など、後漢法制史を研究する上で極めて重要な価値を有しており、後に少しだけですが、五一広場東漢簡牘の実物を紹介いたします。

そのほか、長沙走馬樓西漢簡と長沙五一広場東漢簡はほぼ同じ場所から、三国呉時代の一〇万簡に及ぶ長沙走馬樓

呉簡が出土しています。五一広場周辺からは、簡牘の出土数としてはそれほど多くありませんが、さらに尚徳街東漢簡牘（三〇〇枚超）や東牌樓東漢簡牘（約二〇〇枚）なども出土しています。

さらに同じ湖南省からは三六、〇〇〇枚にもなる秦代の行政文書である里耶秦簡なども出土しており、すでに述べたように中国全体から出土した簡牘の三分の一強を占めています。

#### 四、長沙出土の漢簡と公文書研究

では第四の内容、「長沙出土の漢簡と公文書研究」という題でお話ししたいと思います。長沙出土の漢簡を用いた公文書研究ということで、長沙出土の漢・三国呉簡を用いた研究は、出土簡の多くが行政文書であることから、戸籍や公文書の書式・用語などさまざまな方面の研究が行われております。本講演では、文書の信用性を保証するのは署名であるのか印章であるのか、という問題に特に焦点を当てて述べていきたいと思います。

公文書における署名と印章の問題を選んだ最大の理由は、最近日本の行政の文書手続で印鑑の廃止が大きな話題となっているためです。古代中国でも同様の問題が起こっ

ており、現代日本の行政手続における印鑑廃止問題を考える上で興味深い示唆を与えてくれるのではないかと期待いたします。

では、漢代辺境出土の簡牘と署名を考える上で、まず見ておきたいのは漢代西北辺境の居延漢簡です。本講演のテーマである湖南長沙とは直接は関連しませんが、漢代の公文書の署名の実態を探るために必要ですので、ごく簡単に触れておきたいと思います。なお、以下の漢代署名と「諾」字の紹介は、台湾中央研究院の邢義田先生の研究に大きく依拠していることをあらかじめお断りしておきます<sup>(19)</sup>。

漢代の公文書における署名について、従来の研究では「長官の場合、自筆の署名が必要とされた」とあります<sup>(20)</sup>。しかし、邢義田先生は居延漢簡を全面的に検討した後、多くの場合、長官が文書の正本に署名したのではなく、配下の役人が署名を代行するのが常態であった、と結論づけました<sup>(21)</sup>。

試みに、甲渠候官と呼ばれる軍事機構の長官の署名を見ていきましょう。いずれも署名部分が前後の文字よりも後に書かれているものを選択いたしました。前漢時代末期から王莽時代にかけて、「獲」という人物が文書に署名しているのですが、驚くほど署名の筆跡が異なるものがあります。

これは一九三〇年代に出土した簡牘で、「獲」という字がはつきり見えます。後で「獲」字を比較したいと思います。

これは一九七〇年代に出土したもので、同じ場所から出土しておりまして、簡牘の年代も恐らく三〜四年の誤差ぐらいだろうといわれております。そのためにこの「獲」は先ほどの「獲」と同一人物です。この「獲」の書式をよく注意して御覧ください。では次にこの二つを比較してみましょう。よく見たら分かるように、左のつくりも下にもう長さも違いますし、より大きく違うのは右側のつくりです。左側は完全に省略されています。右側の「獲」のほう



76.15

渠鄯候獲守尉

図2 居延における署名「獲」字①(居延旧簡76・15)簡牘整理小組編『居延漢簡』(一)、中央研究院歴史語言研究所、2014年、232頁。

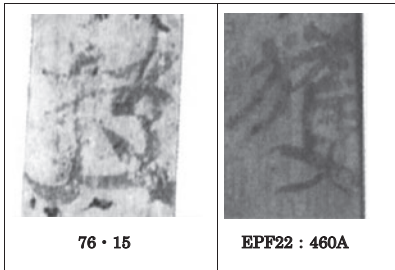


図4 「獲」字比較表（筆者作成）



図3 居延における署名「獲」字②  
(EPF22EPF22: 460A 部分)

張徳芳『居延新簡集釈』(七)、甘肅文化出版社、2016年、85頁。

がより我々が見る「獲」に近いと言えます。もし、長官の署名が全て自分で書いた自署の場合、これほどまでに筆跡の違いが出ることは考えにくいことです。やはり邢義田先生が言うように、長官以外の官吏も文書に署名できたと考えざるを得ない事例となっております。

では本講演のテーマとも関係する五一広場出土簡と「君教諾」の簡牘を見ていきましょう。上に挙げた長官の署名入り文書は、いずれも長官から発信されたものです。日常の行政の場においては、長官は自身で命令文書を発布するよりも、部下からの提案・申請について認可を下ろすことのほうが圧倒的に多かったです。<sup>(23)</sup>「君教諾」の「君」字は後に検討いたします。「君教諾」の二文字目「教」とは「地方長官の命令」という意味であり、「諾」は「許可」を意味します。

この「諾」の字が認可を表し、地方長官（ときに地方長官配下の高級官僚）による同意の意味を示す署名であるという研究がある一方、<sup>(24)</sup>「諾」字は署名とは異なるという研究も存在します。<sup>(25)</sup>長官が文書の上に「諾」字を記すことは、文献史料上では「画諾」と記されておりあります。

これが「画諾」と関係する史料で、『後漢書』列伝第五十七党錮伝です。

後に汝南郡の長官である宗資は功曹（人事を掌る部局）

の范滂に（政務を）任せ、南陽郡の長官である成瑨もまた功曹の岑暉に（政務を）委ねた。この二郡はさらに謡をつくって、「汝南郡の長官は（功曹である）范孟博、南陽（主審の長官）の宗資は「諾」を記すだけ、南陽郡の長官は（功曹である）岑公孝、弘農（出身の長官）の成瑨は無為に嘯くだけである」とうたった。<sup>26</sup>

とあります。線を引いてあるところは史料で「画諾」と記されているところです。

一方で、後漢最末期の呉、これは後に三国時代の呉となりますが、こちらの領域では県の長官である黄蓋が二人の側近に「画諾」を委任していたことが記されています。<sup>27</sup>ここで数種類の「君教諾」と記された五一広場簡を見ていきましょう。いずれも「諾」字が前後の文字よりも後に書かれているものを選択いたします。

こちらの「諾」、言べんがありまして、右側の「若」という字が大変特徴的な簡となっております。

こちらも「君教諾」、言べんに「若」の草かんむりが大変特徴的な書き方となっております。

では、次の「諾」も後に書かれたことが明白ですが、この「諾」は言べんがついていません。今の我々の観点でいえば、この字は「諾」ではなく「若」という字です。これも承諾を記す「諾」と全く同じ意味です。

こちらも言べんがない「若」字ですが、もはやサインに近いような文字となっております。中国の学者の陳松長・周海鋒両氏の研究によりますと、いずれも筆跡が異なり、個人の筆跡の特徴が表れている、としています。<sup>28</sup>恐らく「諾」字が記された簡を見た役人たちは、誰が書いたの可以理解できたのではないのでしょうか。そして、陳・周両氏は「君教諾」の「君」とは長官だけではなく、長官の次官も併せ



図5 五一広場簡の「君教諾」①(2010CWJ1 ①:116490部分)  
長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘』(一)、  
中西書局、2018年、111頁。



図6 五一広場簡の「君教詔」②(2010CWJ1 ①:101部分)  
長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘』(一)、  
中西書局、2018年、114頁。

て指す、と指摘しております。<sup>(29)</sup>

ここで指摘しておきたいのは、上でも触れたように「詔」の字は長官が書く場合もあれば次官が書く場合もあったことです。この「次官」を正確に言うとき長吏——朝廷が任命する官吏のことですが、ここでは分かりやすさを追求して次官と訳しておきました。次官が書く場合もあります。たとえ筆跡で区別できると言えるのであっても、「詔」字は個人の責任を明示する署名ではなく、ただの「認可」を意



図7 五一広場簡の「君教詔」③(2010CWJ1 ③:128部分)  
長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘』(一)、  
中西書局、2018年、150頁。

味しております。

中国古代における筆跡重視の開始という点にも少し触れておきます。署名の効力とは、突き詰めれば筆跡の問題に行き着きます。上で述べたように居延漢簡、五一広場東漢簡の際には、署名や画詔は必ずしも地方長官の自筆が要求されているわけではなく、配下が長官の代わりに記しても問題ありませんでした。

現在の研究では、筆跡が重視されるのは後漢時代末期の

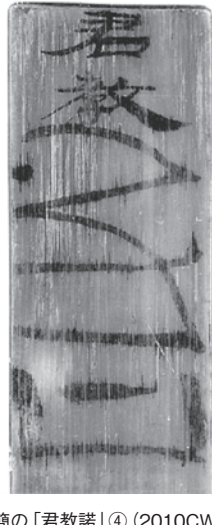


図8 五一広場簡の「君教誥」④ (2010CWJ1 ③:147部分)  
 長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘』(一)、  
 中西書局、2018年、156頁。

ことであり、<sup>(30)</sup>魏晉時代には書き手の文字を真似て文書を偽造したり、<sup>(31)</sup>逆に時の皇帝の筆跡と似ていた官吏が自身の書信を悪用されることを恐れ、他者に手紙を送ることをやめるなど、後漢時代末期から筆跡に対する意識が高まっています。一つ史料を挙げておきます。

当時において、天下は騒ぎ乱れ、反乱者を討伐した。劉超は自分自身が近臣であり、筆跡が(東晋の元)帝

の手筆と似ているため、ようやく他者と文書をやりとりすることをやめた。

という記載が『晋書』卷七十劉超伝にあります。<sup>(32)</sup>

以上、見てきたように、署名や画諾が必ずしも長官の自筆ではなくてもよかつた以上、署名・画諾が必ずしも文書の正当性や権威を保証していたわけではありません。ここで我々は中国古代の印章制度に目を向けてみる必要があります。

印章とは、今でいう印鑑のことです。日本の印についても少し触れておきますと、「実印」(役所で印鑑登録を行った印)、「銀行印」(銀行など金融機関に陰影の届出をしている印)や「認印」(実印・銀行印以外の登録をしていない普段使いの印)など、数種類に分けられます。

我々が現在見ている中国古代では、行政において印と言えば基本的に「官印」(官職印)を指します。ここでは特に中央によって任命される高級官僚に話を限定したいと思います。高級官僚に配布される官印は、大きさとしては一辺二・三cm(漢代の一寸に相当)前後であり、その官職に就任した際に配布され、官印に紐を通し——紐は通説に沿って字書的に「紐」と書きましたが、これは画像を見れば完全に「帯」ですね。「紐」と書きましたがこれは皆さんの頭の中では完全に带状のものを想像してください。そ





図10 漢代綬図②  
孫機『漢代物質文化資料図説』  
(増訂本、上海古籍出版社、  
2011年、287頁。



図9 漢代綬図①  
林巳奈夫『漢代の文物』、  
京都大学人文科学研究所、  
1976年、挿図37頁。

の紐を腰のベルトに結びつけておりました。そして任を解かれる際には中央政府に自身の官印を返却いたしました。<sup>(33)</sup>つまり、在職期間中、官印を腰からぶら下げていたか、

鞶囊



図11 漢代鞶囊図  
孫機『漢代物質文化資料図説』  
(増訂本、上海古籍出版社、  
2011年、287頁。

腰の帯につけた専用の袋(鞶囊)に入れたか、もしくは紐に結びつけた後に印を懐に入れたか、諸研究でさまざまな見解が出されているものの、<sup>(34)</sup>いずれにしても役人は官印を肌身離さず身につけていたこととなります。この印と印に結びつける紐(綬)は、漢代の史料中では「印綬」と総称されます。この「印綬」の「綬」は、実際には帯と想像するほうが適切なぐらいの長さで幅を持ちます。<sup>(35)</sup>後漢時代以降、印に彫られる字体も完全に中央政府によって統制されておりました。後漢時代創設期において、印章の字体を統一する際に、印章の役割について臣下により、「割り符と印は信用とするものであり、統一するのがよろしいです」と提言されたことが、『後漢書』列伝第十四馬援伝注、正確に言うと言に注に引かれた『東觀漢記』と

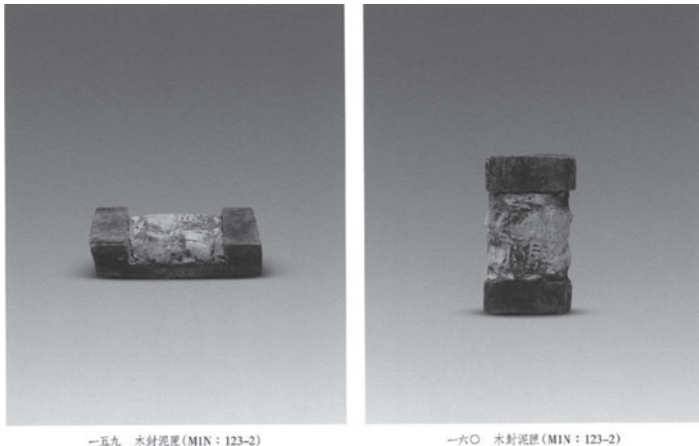
いう同時代史料で指摘されております。<sup>(36)</sup>

このように官印は個人が常に携帯し、印の文字も中央により統制されていたため、偽造が難しく、印章とは文書の信用性を保証するものであります。なお、後漢時代以前の前漢時代でも、印章偽造に対する処罰が出土史料中に見え、<sup>(37)</sup>偽造は困難で、時には生命の危機さえも伴うものであったことを言い添えておきたいと思えます。

つまり、高級官吏の持つ印章とは同時期にたった一つ、しかもその官吏が肌身離さず所持していたことになりま。この状況こそ官印が「信用とする」根拠となります。ここで言う「信用とする」とは、文書の信用性を保証するという意味です。

では、文書にどのように印章を使うのでしょうか。「紙に押すだけであろう」と考えた方、再度考え直してください。なぜなら、当時の文書は大多数が簡牘に記されていたためです。しかも、我々が現在、印鑑と一緒に使用している朱肉も漢代から三国時代にかけては未だ普及しておりません。<sup>(38)</sup>印章は紙に押すわけでもなく、朱肉を用いるわけでもありません。簡牘にそのまま押せるはずもありませんので、この時代の印章は基本的に全て粘土の上に押されます。

具体的に言えば、簡牘に書かれた文書は、複数枚の簡牘が使用されている場合、折りたたまれて巻物のように巻かれた後、その巻物に直接、新たに宛先が書かれた封泥匣と



一五九 木封泥匣 (MIN: 123-2)

一六〇 木封泥匣 (MIN: 123-2)

図 12 漢代封印の実例  
湖南省文物考古研究所編

『沅陵虎溪山一号漢墓』(下)、文物出版社、2020年、69頁。

呼ばれるくぼみの付いた検と呼ばれる簡牘が結びつけられ、そのくぼみに粘土を詰め込み、そこに印章が押されま  
す。

もしくは、巻物のように巻かれた後、袋に入れられ、検  
が付けれられ印章が押されます。この印は文書の内容を外  
部に見えないようにするための処置で、このような印は一般  
に「封印」と呼ばれております。<sup>(39)</sup>

ただし、軽視してはならないのは、印は簡牘が用いら  
れた時代だけではなく、簡牘が廃止された後、簡牘の機能が  
紙に移行された後も存続し続けたことです。印は封印のみ  
が主要な目的ではなく、富谷至氏が指摘するように、あく  
までも文書の正当性の保証や權威の象徴こそが最も重要な  
機能であったと言えるでしょう。<sup>(40)</sup>

では魏晋南北朝以後の印章と署名の逆転ということですが、漢代から三国時代にかけて、署名ではなく印章こそが  
文書の信用性を担保していたことはすでに明らかだと思  
います。しかし、印章が紙に押され、印の大きさそのものが  
拡大すると、一辺が漢代の倍以上の大きさとなってしまう  
ました。<sup>(41)</sup>漢代において印は本来、封泥匣に詰められた粘  
土に押ししていたため、当然のことながら封泥匣の大きさよ  
りも小さくなければなりませんでした。

南北朝以降、紙に印が押されるようになり、封泥  
匣によって制限されていた印の大きさを拡大することが可

能になりました。<sup>(42)</sup>印が拡大したことに伴い、常に身に帯  
びるには不便となったことから、<sup>(43)</sup>文書の信用性を担保す  
る上で印章の重要性が相対的に低下し、署名の重要性が増  
していくことになりました。<sup>(44)</sup>

南北朝時代以降、署名や認可の書体については「筆遣い  
が軽やかであって、鳥が飛ぼうとする様子に似ている」<sup>(45)</sup>「陳  
書」卷二十一蕭允伝」という評価や鳳凰の尾を象つたよう  
な「鳳尾諾」<sup>(46)</sup>「南史」卷四十三江夏王鋒伝」などの筆跡に  
注目した記述が多数見えてきます。

## 望 おわりに…中国古代印章制度から見 た日本の印鑑廃止の風潮に対する展

最後に「現代日本と印章」結びにかえて。印章が文書の  
信用性を保証するために必要というのは、現代日本におい  
ても参考にできる点が多いのではないかと思います。中国  
は漢から南北朝を経て隋唐時代にかけて印章が大きくなっ  
たことから、身に帯びるのは適さなくなり、封印から紙に  
押されるようになるにつれ、文書の信用性を担保する上で  
印章の重要性が低下し、署名の重要性が増してきたことを  
すでお話ししました。

古代中国の印章と現代日本の印鑑を短絡的に結びつけて

比較するのは厳に慎むべきという批判を、あるいは頂戴するかもしれませんが。しかし、もしも古代中国の事例から現代日本の状況に対して教訓を得ようと努めることが許されるのであれば、上記の中国古代における推移を参考にして日本の印章と文書の関係を考えてみたいと思います。

ここでは、本講演及び日常生活と関係する役所との関連に特に焦点を当てていきたいと思えます。現実での文書の処理手続を考慮していない、あくまでも個人的な考え方ですが、役所に登録されている「実印」は最も信用性が高いため、高額な取引などの文書手続で今後とも使用され続けるのではないかと思います。

一方で、「認印」はどこにも登録されておらず、印影の確認が取れないため、印章で最も重要な文書の信用性を保証するという機能は期待し得ないように思えます。そのため、印章に本来期待されていた当人以外持ち得ないという性質から考えると、認印での押印は廃止しても、恐らくそれほど大きな問題はないのではないかと思います。

なお、印章の忘れてはならない機能の一つとして、先ほども述べたように外部への権威の呈示という観点も存在しております。つまり、外部へ文書を発送する際には、役所や企業や法人機関ならば、恐らくその役所なり会社なりの代表印が押されているはずであり、もちろん信用の担保、証明という意味もありますが、外部に視覚的に権威を示す

という点も存在すると考えてよいのではないのでしょうか。

印は外部とのやり取りで重要になるという点も忘れてはならないように思います。もちろん今までの話はいずれも紙媒体での文書の手続の話であり、今後、一層電子での文書のやり取りが進めば、この議論の前提も崩れてしまうことは言うまでもありません。今後の文書作成について、紙媒体が残り続けるのか、電子に一齐に切り替わるのかは、中国古代史を教える一介の研究者である私に答えられるはずもなく、今後とも事態の推移を見守っていききたいと思えます。

御清聴、誠にありがとうございました。これで発表を終えます。

#### 注

- (1) 『説文解字』七編上「片、判木也。従半木。」
- (2) 原文「夫竹生於山、木長於林、未知所入。截竹為筒、破以為牒、加筆墨之跡、乃成文字、大者為經、小者為伝記。断木為契、枘之為板、力加刮削、乃成奏牘。」
- (3) 邢義田「漢代簡牘的体積、重量和使用…以中研院史語所藏居延漢簡為例」、同『地不愛宝…漢代的簡牘』所収、中華書局、二〇一一年、一〇～一一頁参照。
- (4) 原文「自古書契多編以竹簡、其用縑帛者謂之為紙。縑貴而簡重、並不便於人。倫乃造意、用樹膚、麻頭

及做布、魚網以為紙。元興元年奏上之、帝善其能、自是莫不從用焉。故天下咸稱「蔡侯紙」。

(5) たとえば、潘吉星氏は、「實際製紙術を發明したのは、前漢の働く人たちである」とする。潘吉星著・

佐藤武敏訳『中国製紙技術史』、平凡社、一九八〇年、五六頁参照。

(6) 富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代・書記の文化史』、岩波書店、二〇〇三年、一一～一六頁参照。なお、杵山明氏は、蔡倫の役割について、技術面では「完成者」、社会面では、「推広者（広く行き渡らせた者）」と見なすのがふさわしいとする。杵山明「簡牘・縑帛・紙・中国古代における書写材料の変遷」、同『秦漢出土文字史料の研究』所収、創文社、二〇一五年、一一〇頁参照。

(7) 王国維原著、胡平生・馬月華校注『簡牘檢署考校注』、上海古籍出版社、二〇〇四年、七五頁参照。なお、『簡牘檢署考』の初出は、一九一二年であり、京都文学会の雑誌『芸文』三、四、五号に掲載されている。当該箇所は、第六号の四八～四九頁に確認できる。なお、日本語版は、「南北朝」が「東晋」になっている。

(8) 杵山前掲「簡牘・縑帛・紙」、一一〇～一一四頁。

(9) 購入・寄贈簡という分類は、杵山明「出土文字史料の研究の立場と方法」、同前掲『秦漢出土文字史料の研

究』所収、三～八頁を参照した。

(10) 墓葬簡牘と遺址出簡牘という分類については、李零『簡帛古書与學術源流』、生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇四年、第三講「簡帛的埋藏与發現」、七二～七五頁を参照した。

(11) 富谷至氏は、墓葬された簡牘について、墓主の生前の生活、役職とは無関係であり、墓主の地下での眠りを妨げる悪霊、邪気を追い払う「魔除け」とみなす。富谷至「解説」、内田智雄編『詠注中国歴史刑法志』種所収、創文社、二〇〇五年、二七五～二七八頁及び「諸言」江陵張家山二四七号墓出土漢律によせて」、同編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究（詠注篇）』所収、朋友書店、二〇〇六年、一五～一七頁参照。

(12) 汪桂海『漢代官文書制度』、広西教育出版社、一九九九年、二三〇～二三一頁参照。

(13) 所謂、元康五年詔書冊のことである。

(14) 森鹿三「長沙出土の竹簡」、同『東洋学研究（居延漢簡篇）』、同朋舎、一九七五年、三〇頁参照。

(15) 李前掲『簡帛古書与學術源流』、七四頁。

(16) 李前掲『簡帛古書与學術源流』、七五頁。なお、以下、本文で触れる文書の消失についても、先秦時代の状況についてはあるが、同頁で李零氏が少し触れている。

(17) 王莽の時の図書消失について、同伝に「及王莽之末、長安兵起、宮室図書、並從焚燼、此則書之『三厄也』」とあり、後漢末の図書消失について、同伝に「及孝献移都、吏民擾乱、図書縑帛、皆取為帷囊。所收而西、裁七十余乘、属西京大乱、一時燔蕩。此則書之『三厄也』」とある。

(18) 李前掲『簡帛古書与學術源流』、七五頁。

(19) 主に「漢代簡牘公文書の正本、副本、草稿和簽署問題」及び「漢晋公文書上の君教、諾、署名和画諾」、それぞれ同『今塵集』秦漢時代の簡牘、画像与文化流播(上)(下)所収、中西書局、二〇一九年。

(20) 大庭脩「文書簡の署名と副署試論」、同『漢簡研究』所収、同朋舎、一九九二年、二四七～二五二頁及び富谷至「文書行政の書式・常套句」、同『文書行政の漢帝国』木簡・竹簡の時代、名古屋大学出版会、二〇一〇年、二二四頁参照。

(21) 邢前掲「漢代簡牘公文書の正本、副本、草稿和簽署問題」、二二四頁参照。

(22) 邢前掲「漢代簡牘公文書の正本、副本、草稿和簽署問題」、二〇七頁参照。

(23) 大庭脩氏は、皇帝の制詔について、皇帝が自らの意志で命令を下す場合よりも、官僚が委任されている権限内で、自らの職務を遂行するために発意して献

策し、皇帝がそれを認可して、皇帝の命令として発布される場合の方が多かったとする。特に、後者の場合については、「日常の政務処理の上からはこの形式がもっとも多かったはずである」と述べる。地方官府においても、長官自発の命令よりも、属吏からの献策に認可することの方が圧倒的に多かったと解釈すべきであろう。大庭脩「漢代制詔の形態」、同『秦漢法制史の研究』所収、創文社、一九八二年、二〇八～二〇九頁参照。

(24) 陳松長・周海鋒「君教諾」考論、長沙市文物考古研究所等編『長沙五一広場東漢簡牘選釈』所収、中西書局、二〇一五年、三二九頁参照。

(25) 邢前掲「漢晋公文書上の君教、諾、署名和画諾」、三二七頁参照。

(26) (原文)「後汝南太守宗資任功曹范滂、南陽太守成瑨亦委功曹岑晷、二郡又為謠曰、汝南太守范孟博、南陽宗資主画諾。南陽太守岑公孝、弘農成瑨但坐嘯」。

(27) 『三国志』卷五十五黄蓋伝「諸山越不賓、有寇難之惧、輒用蓋為守長。石城県吏、特難檢御、蓋乃署兩掾、分主諸曹。教曰、令長不德、徒以武功為官、不以文吏為称。今賊寇未平、有軍旅之務、一以文書委付兩掾、当檢撰諸曹、糾擿謬誤。兩掾所署、事入諾出、若有姦欺、終不加以鞭杖、宜各尽心、無為衆先」。邢義田



氏もまた、この史料を側近が画諾する場合もあった根拠とする。邢前掲「漢晋公文書上の君教」諸、署名和画諾、三二〇頁。

(28) 陳・周前掲「君教諾」考論、三三〇頁参照。

(29) 陳・周前掲「君教諾」考論、三二八頁参照。

(30) 金文京『三国志の世界…後漢三国時代』、講談社、二〇〇五年、三〇七、三一二頁参照。

(31) 『三国志』巻二十八鍾会伝の裴松之注に「世語曰、会善效人書、於劍閣要文章表白事、皆易其言、令辞指悖傲、多自矜伐。又毀文王報書、手作以疑之也」とある。

(32) 原文「于時天下擾乱、伐叛討貳、超自以職在近密、而書跡与帝手筆相類、乃絶不与人交書」。

(33) 任官から免官に至る官印の所持・保管・返還の具体的状況については、米田健志「漢代印章考」、富谷至編『辺境出土木簡の研究』所収、朋友書店、二〇〇三年、三〇八〜三二二頁参照。

(34) 藤枝晃氏は、綬を腰にまいて印をぶら下げたと指摘する。藤枝晃「文字の文化史」、岩波書店、一九七一年、一〇四頁参照。一方で、孫機氏は鞞囊に収納したとする。孫機「説金紫」、同『中国古輿服論叢』所収、文物出版社、一九九三年、一五〇頁参照。邢義田氏は、印章を腰のベルトに結びつけるか、腰の鞞囊に収納

したと解釈する。邢義田「漢至三国公文書中の簽署」、同前掲『今塵集』(上)所収、二九四頁及び同「從制度的可視性」談漢代的印綬和鞞囊」、北京大学人文社会科学研究院編『多面的制度・跨学科視野下的制度研究』、生活・読書・新知三聯書店、二〇二一年、五六頁参照。そして、林巳奈夫氏は、『史記』巻七九蔡沢列伝「懷黄金之印、結紫綬於要」の記載を根拠に、印を懐に入れると解釈する。林巳奈夫「佩玉と綬・序説」、『東方学報』(京都)四五号、一九七三年参照。綬の形態については、林巳奈夫編『漢代の文物』、京都大学人文科学研究所、一九七六年、一〇〇〜一〇二頁及び孫前掲「説金紫」、一五〇〜一五一頁参照。

(36) 『後漢書』列伝第十四馬援伝注「東觀記曰、援上書臣所伏波將軍印、書『伏』字、『犬』外向。城皇令印、『皇』字為『白』下『羊』。丞印、『四』下『羊』。尉印、『白』下『人』、『人』下『羊』。即一異長吏、印文不同、恐天下不正者多。符印所以為信也、所宜齊同。薦曉古文字者、事下大司空正都国印章。奏可。」

(37) 漢初の律令の抜き書きである湖北省荊州市から出土した張家山二年律令の賊律に以下の条文が見つかっており、「偽写皇帝信璽、皇帝行璽、要(腰)斬以匀(徇)」9(賊律)、「偽写徹侯印、葉市。小官印、完為城旦春」

10 (賊律) とある。二年律令中には、皇帝璽と小官印(百石以下の官が用いる官印)の偽造に対する処罰規定しか見えないが、後漢時代に書写されたと言われる張家界古人堤出土の漢律には、上記二種の処罰規定の他、さらに「偽写漢使節、皇太子、諸侯、三列侯及通官印棄市」(14正面)とあり、一般の官印に對しても処罰規定が存在した。おそらく、漢初にも同様の規定は存在したと思われる。張家界古人堤出土簡については、湖南省文物研究所等「湖南張家界古人堤遺址与出土簡牘概述」、同「湖南張家界古人堤簡牘积文与簡注」(ともに『中国歴史文物』二〇〇三年第二期)を参照。

(38) 王国維は「至南北朝、而朱印之事始明著于史籍。……蓋印泥之事、実与簡牘俱廢矣」とする。王原著、胡馬校注前掲『簡牘檢畧考校注』一〇四〜一〇五頁。なお、当該条は日本語版には見えない。

(39) 簡牘の収納と検の設置については、永田英正「図書、文書」、同『漢代史研究』所収、汲古書院、二〇一八年、三七八〜三八二頁及び富谷前掲『文書行政の書式・常套句』、一九〇〜一九一頁参照。

(40) 富谷至「檄書考」、同前掲『文書行政の漢帝国』所収、八二頁参照。

(41) 漢代以降の印章の大きさについては、王献唐『五

鐘精舍印話』、青島出版社、二〇〇九年、一四四〜一四五頁及び孫前掲『説金紫』、一五二頁参照。

(42) 孫前掲『説金紫』、一五二頁参照。

(43) 『隋書』卷十二礼儀志七に「古佩印皆貯懸之、故有囊称。或帶於旁、故班氏謂為旁囊、綬印鈕也。今雖不佩印、猶存古制、有佩綬者、通得佩之」とあり、少なくとも隋代にはすでに印綬を身に帯びなかつたことがわかる。

(44) この点については、野口優「漢魏時代における上奏文処理手続きと皇帝裁可」、『史林』第一〇一卷第六号、二〇一八年で触れた。

(45) (原文)「此字筆趣翩翩、似鳥之欲飛。」

【附記】本稿は、中山大学青年教師重点培育項目「漢代至西晋的制詔和書写材料」(19wzsd07)による研究成果の一部である。